

インターネットおまかせパックBiz用 ルータ保守 契約条項補足

第1条（取扱いの準則）

株式会社大塚商会（以下「乙」といいます。）は『「インターネットおまかせパック用 ルータ保守」契約条項補足』（以下「本契約条項補足」といいます。）にしたがって、契約者（以下「甲」といいます。）に対し利用契約に定める期間において、「インターネットおまかせパックBiz」で提供するルータ保守（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

本契約条項補足と本契約条項の内容が相違するときには、その部分については本契約条項補足の内容が優先するものとします。

乙は、本契約条項補足を甲の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の乙所定のページ内に掲示されるか、または、甲に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、乙が甲に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

第2条（本契約条項補足の範囲）

本契約は、甲と乙との間の本サービスに関する一切の関係に適用されます。

第3条（保守契約の主旨）

保守契約とは「インターネットおまかせパックBiz」で提供するルータ機器の運用上の諸問題解決を目的としてが実施するハードウェアの保守サービスです。

第4条（サービス範囲）

- 乙は、本契約において契約メニュー明細に基づき、「サービスのご案内」で定める本サービスを契約対象機器に対して行います。
- 契約対象機器を修理する場合において、メーカーによる当該機器の製造中止、部品保有期間の満了等により同一機器、同一部品を調達できない場合には、乙は当該対象機器を同等の機能、性能を有する機器と交換修理することがあります。

第5条（メーカー保守期間終了後の取扱い）

- 契約対象機器のメーカーが当該機器のサポートを停止、終了した場合には、乙は、当該機器を本サービスの対象から除外またはサービス内容を変更することがあります。
- 前項に関わらず、甲が乙による保守サービスの継続を希望し、乙がこれを受諾する場合、乙は、下記の条件に基づいて保守サービスを実施します。ただし、乙が対応不可能と判断する場合、甲はこれを承諾し、乙は保守サービスの履行義務を負わないものとします。
 - 契約対象機器を調整、清掃すること等により、契約対象機器の機能が果たせると乙が判断した場合、乙は必要な調整・清掃等作業を行います。
 - 契約対象機器の部品を保有、または入手可能な場合、乙は当該部品によって交換修理作業を行います。
 - 契約対象機器の部品を入手できない場合であっても、当該部品に代替可能な部品があると乙が判断した場合、乙は入手可能な代替部品によって交換修理作業を行います。
- 前項で定める条件が整わず乙による保守サービスの提供が不可能な場合、甲または乙は、相手方に対し、本契約の解除を申し入れて、相手方に対して義務を負うことなく本契約を解除することができるものとします。

第6条（除外サービス）

- 次の各号に定める事項は、ハードウェア保守サービスの範囲に含まれないものとします。必要な場合には甲と乙との間で別途協議のうえ実施するか否か、実施時期および料金等を決定します。
 - 機器の移設および撤去に関する作業ならびに立会い
 - 甲の要請による機器の改造
 - 機器の日常の清掃、点検および運用
 - バッテリー等の消耗品の供給
 - 天災・地震その他の不可抗力により生じた故障の修理
 - 第11条に定める使用環境条件に反したことにより生じた故障の修理
 - 乙および当該機器メーカーの指定品以外の消耗品および記録媒体を使用したため、または消耗品および記録媒体の保管不備のため生じた故障の修理
 - 当該機器メーカーが定める使用および取り扱い上の注意事項に違反した機器の故障の修理
 - 当該機器メーカーの交換部品が供給停止となり、乙に在庫がない場合の修理
 - プログラムに起因する事故の調査
 - 機器の破損によるデータおよびソフトウェアの復旧
 - 機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に要する資材の供給
 - 機器外部の電気作業および機器に関する回線接続のための立会い
 - 契約対象機器に接続される回線または契約対象外機器の故障の修理のための乙技術員立会い費用
- 記録媒体等のデータのバックアップ作業に関しては甲の責任範囲とし、乙はデータの破損に対する復旧は行わないものとします。また、データの破損によって生じた損害については一切保証しないものとします。なお、乙は、甲がデータのバックアップを行わなかった結果について、一切その責任を負わないものとします。

第7条（甲の負担する費用）

- 作業に要する費用のうち次のものについては、甲の負担とします。
 - 電気料および水道料
 - 調整用消耗品および記録媒体
 - 有償交換ハードウェア保守部品
 - 作業を行うため技術員が船舶、航空機等の交通機関を使用し、または宿泊する必要がある場合は、その交通費、宿泊費および日当
- 乙は前項の規定にかかわらず、有償交換ハードウェア保守部品を交換後6ヶ月以内に乙の責に帰すべき事由により再交換する場合に限り、無償で交換するものとします。

第8条（老朽化機器の取扱い）

- 乙は有償交換ハードウェア保守部品に関して、当該機器メーカーが定める各部品耐久期間を超えたことにより正常な運用の維持が不可能であると判断した場合は、有償にて交換することを甲に要求するものとします。
- 前項の要求後90日以内に甲が交換を行わない場合は、当該機器はハードウェア保守サービスの対象から除外されるものとします。

第9条（交換部品の所有権）

交換された不良部品の所有権は、乙に帰属するものとします。

第10条（据付場所の移転）

- 甲は、機器を移転しようとする場合は、事前に乙に対し文書にて通知するものとします。
- 甲は、乙に連絡なく設置場所から機器を移動したことにより、機器に生じた障害の修復費用を別途負担するものとします。

第11条（使用環境の整備）

甲は、当該機器メーカーおよびソフトウェアメーカーが仕様または取り扱い上の注意事項等で定める使用環境条件（入力電源、温湿度、摩擦、振動、電界および磁界、接地条件、機器に有害な塩気および有酸ガス、メンテナンスエア等）を、常に注意をはらい整備、維持するものとします。

第12条（国外使用の禁止）

- 甲は、契約対象機器を日本国内で使用するものとします。
- たよれるコンタクトセンターでの電話、FAX、電子メールでの受付・対応は、日本国内から発信されたもののみ行なうものとします。

第13条（再委託）

委託先記載の有無にかかわらず、乙は保守契約を、乙で定めた第三者に再委託する場合があります。

第14条（損害賠償）

乙が本契約に基づく作業を履行する場合、または履行した結果、乙の責に帰すべき事由により、甲に対して損害を与えた場合は、その損害額等について協議のうえ、本契約の解除の有無にかかわらず、損害発生の原因となった作業に対する受領済みの代金、または契約料金の1年分のいずれか低い方を限度として賠償責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

以上

平成28年11月7日 改訂